

## 研究費助成事業運用規定

### (名称)

- ・本制度の名称を「研究費助成事業」と称する。

### (目的)

- ・本制度は本学会会員が応用地質学の調査研究を推進するため、研究に要する費用の一部を助成することを目的とする。

### (資金)

- ・助成資金は九州応用地質学会の事業予算を充て、総会の承認を得た後に交付する。
- ・会計年度は原則として4月1日より翌年3月31日までとする。

### (対象)

- ・本事業への応募申請者は九州応用地質学会の正会員とする。

### (義務)

- ・この制度による助成を受けた個人または団体は、採択された研究課題の成果を九州応用地質学会が主催する研究発表会において口頭発表、もしくは会報での論文発表を行う。
- ・研究成果の公表を行う際には、九州応用地質学会の研究助成事業による研究であることを明示する。

### (委員会)

- ・研究費助成事業(以下、事業)の運営は、研究費助成事業特別委員会(以下、委員会)が管理する。委員会は総会の承認を得て、委員長1名及び数名の委員により事業の運営を行う。
  - 1) 委員会の長が運営を総括する。
  - 2) 委員会は次の事業を企画・実施する。
    - ①事業の公募、選考及び総会への報告
    - ②事業対象者の義務履行の確認、及び不履行の査問等について総会への報告
    - ③その他、事業実施に必要な活動

附則：本規定は令和6年5月31日から施行する